

権限移譲プログラムに基づく令和7年4月(※)からの権限移譲

番号	事務の内容	根拠法令	対象	移譲受入市町村	プログラム事務数等			備考	
					市町村数	法令	項目		事務
1-4	農地転用の許可等	農地法	全市町村	湧水町, 大和村	2	1	1	9	重点推進 説明強化
1-21	宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域における対象工事の許可等	宅地造成及び特定盛土等規制法	全市町村	長島町	1	1	1	25	
1-37	宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域等に関する工事の許可申請書の受理	宅地造成及び特定盛土等規制法	全市町村	鹿屋市, 枕崎市, 阿久根市, 出水市, 指宿市, 西之表市, 垂水市, 薩摩川内市, 日置市, 曾於市, 霧島市, いちき串木野市, 南さつま市, 志布志市, 奄美市, 南九州市, 伊佐市, 始良市, 三島村, 十島村, さつま町, 湧水町, 大崎町, 東串良町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町, 中種子町, 南種子町, 屋久島町, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町, 徳之島町, 天城町, 伊仙町, 和泊町, 知名町, 与論町	41		1	1	3
計					42	2	3	37	

※宅地造成及び特定盛土等規制法に関する事務については、令和7年5月より権限移譲